

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部

みち水路メンテナンス課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 12) 新玉 10 号線 (JR 松山駅東側) の保全不備</b></p> <p>令和 4 年 3 月の「道路パトロール月報」において未点検のままとなっていた新玉 10 号線 (JR 松山駅東側) は、往査前に監査人が通行した際にはマンホールおよび排水口が路面から大きく浮き上がっている状態 (舗装面が陥没している状態) が見落とされていた。</p> <p>見落としが発生した原因として、現在進捗中の「JR 松山駅付近連続立体交差事業」等によって、付近の高架橋、道路及び建物建築等の工事施工箇所が多く、道路パトロール担当者が本道路を点検が必要な市道と認識できなかったとのこと。</p> <p>本件、自転車や二輪車もしくは速度の速い四輪車が本道路を通過した場合、転倒もしくは車両等の破損事故に繋がる可能性もあったため、今後、「道路パトロール月報」の運用方法について、他市事例等を参考に見直すことで、点検の網羅性を確保する施策が必要と考える。</p>	<p>これまでの道路点検では、総延長 1,900 km に及ぶ市道の道路パトロールを紙の資料で確認しながら行っており、新玉 10 号線の路面の陥没については、現場付近に工事施工箇所が多かったため、道路パトロール担当者が該当の道路を点検対象の市道として正確に認識できず、見落としが発生したものである。</p> <p>該当の道路は指摘後、早急に修繕を行い、通行の安全を確保した。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、道路パトロールによる点検の網羅性を確保するため、スマートフォンの位置情報アプリを利用して、点検経路をデジタル管理することとし、令和 7 年 1 月からシステム運用を開始した。</p> <p>今後は当該システムを活用し、点検の網羅性を高め、適切に維持管理をしていく。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 1)工作物の固定資産台帳への計上漏れ</p> <p>市道垣生 200 号線の舗装について、過年度の支出に工作物の計上漏れがあったことが判明し、7,050,000 円の増額修正を行っている。原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。管財課において所管課の抽出と報告漏れを検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。</p>	<p>本件は、各所管課が財務会計システムを入力する際に、仕訳登録を誤ったことが原因である。</p> <p>そこで、R5 年 11 月、所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造した。これにより、資産勘定すべきものが費用勘定で処理できないようになった。</p> <p>R7 年 3 月、R5 年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証したところ、資産勘定すべきものが費用勘定で処理されていないことを確認した。</p> <p>今後は、固定資産台帳の提出依頼時に仕訳区分一覧や固定資産台帳整備マニュアルを周知することで、適切な仕訳登録がなされるよう再発防止を図る。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 2)建設仮勘定の計上漏れ  松山市広域都市計画道路事業 3・2・60 号松山駅北東西線整備事業の土地について、過年度の支出に建設仮勘定の計上漏れがあつたことが判明し、377,015,799 円の増額修正を行っている。原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。管財課において所管課の抽出と報告漏れを検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。	本件は、各所管課が財務会計システムを入力する際に、仕訳登録を誤ったことが原因である。 そこで、R5 年 11 月、所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造した。これにより、資産勘定すべきものが費用勘定で処理できないようになった。 R7 年 3 月、R5 年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証したところ、資産勘定すべきものが費用勘定で処理されていないことを確認した。 今後は、固定資産台帳の提出依頼時に仕訳区分一覧や固定資産台帳整備マニュアルを周知することで、適切な仕訳登録がなされるよう再発防止を図る。

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 3)建設仮勘定の過大計上  市道平井食場線で生じた建設仮勘定の期首残高調整額(減額調整)は道路面復旧工事の前払金であり、本来、支出年度に全額費用処理すべきもの。資本的支出か費用であるかの判定は、固定資産計上時だけでなく、建設仮勘定計上時にも行う等の再検証を行う仕組みを導入する必要があると考える。	本件は、各所管課が財務会計システムを入力する際に、仕訳登録を誤ったことが原因である。 そこで、R5年11月、所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造した。これにより、費用勘定すべきものが資産勘定で処理されることがないよう管財課で精査できるようになった。 R7年3月、R5年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証したところ、費用勘定すべきものが資産勘定で処理されていないことを確認した。 今後は、固定資産台帳の提出依頼時に仕訳区分一覧や固定資産台帳整備マニュアルを周知することで、適切な仕訳登録がなされるよう再発防止を図る。